

Title	現代日本の国家支出の構造分析：財政資金の処分と国家給付の諸形態について
Sub Title	An analysis of national expenditures of Japan
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.4 (1958. 4) ,p.285(1)- 301(17)
JaLC DOI	10.14991/001.19580401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580401-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580401-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

パウル・ホニヒスハイム著『ゲオルク・イエリネクとマックス・ウェーバー』……石  
——イエリネク生誕百年記念のために——

坂 巖(七)

岩波講座 現代思想 別巻『歴史・人間・思想』……寺

尾 誠(八)

# 現代日本の国家支出の構造分析

——財政資金の処分と国家給付の諸形態について——

高 木 寿 一

## 一、国家支出の目的別分類

現代の財政活動は、(1)資金の調達↓(2)資金の処分↓(3)財貨・用役の調達↓(4)財貨・用役の処分↓(5)国家(公共)給付の作出↓提供という形態をとっている。国家給付の形態は用役給付か財貨給付か貨幣給付である。財政活動が資金の処分をもって完了するのは、国内的または対外的貨幣給付の場合だけである。

日本の国家財政の構造を「租税—支出」の典型的な一形態と見て、殊に政治費の支出構造を分析するために、昭和三十一年度と三十二年度の一般会計予算を構造分析の対象とする。その分析の手掛りとして「目的別分類」、「使途別分類」がある。

一般会計歳出予算の目的別分類が年次財政計画の構造分析に持つ意味は、財政資金がいかなる政治的目的のために処分されるか——財政活動の方向を示すが、その目的の実現過程を示していない。

この目的別分類は政治費を大別して、(1)国家機関費(2)

地方財政費(3)防衛関係費(4)対外処理費(5)終戦処理費(6)国土保全・開発費(7)産業経済費(8)教育文化費(9)社会保障関係費(10)恩給費(11)国債費(12)予備費(13)その他に分類している。

一般会計歳出(予算)の各項目を、この目的別分類のいかなるものに、分類すべきかについては、最近に於てもなお検討が続けられている。例えば「国の予算、32年度」に於ては、従来の区分の不備な若干の点を改めたが、且つ今後の検討に残されている諸点がある(同書、九三二頁参照)。

いまここに最近の目的別分類として「国の予算 32年度」に示されているものを示せば次の如くである(同書、九三二~九五二頁参照、百万円未満は四捨五入する)。

区 分	31年度		32年度	
	億 百 万 円	%	億 百 万 円	%
(1) 国 家 機 関 費	九三九	九・一	一〇九六	九・七
(2) 地 方 財 政 費	一七六八	一六・四	一八六三	一六・五

現代日本の国家支出の構造分析

(3) 防衛関係費	一四九、六	一三・一	一四〇、三	一三・七
(4) 対外処理費	二二、七〇	一・〇	三六、七	一・九
(5) 終戦善後処理費	一三	〇・〇	七	〇・〇
(6) 国土保全・開発費	一五五、〇三	一四・二	一七〇、五	一五・七
(7) 産業経済費	八三、三三	七・六	五〇、一	四・四
(8) 教育文化費	一三四、三六	一三・四	一五七、五	一三・四
(9) 社会保障関係費	一三六、三〇	一三・七	一四九、五	一三・八
(10) 恩給費	九七、五五	八・六	九三、九	八・六
(11) 国債費	三三、三〇	三・五	三二、三	三・三
(12) 予備費	八〇、〇〇	〇・七	八〇、〇〇	〇・七
(13) その他	六〇、四二	〇・六	六二、五〇	〇・五
総計	一、〇八六、五三	一〇〇・〇	一、一三七四、六五	一〇〇・〇

注 この新しい分類は、従来発表されている分類の結果——例えば「財政金融統計月報73号」の分類とは符合しないことに注意すべきである(同月報 pp. 36~7, pp. 54~80 参照)。

二、支出の用途別分類—構造分析の出発点

この目的別分類によって大別される国の政治費(一般会計歳出)は、いかなる過程を通じてその目的を実現しようとするか。国家経費は資金の処分、財貨および用役の調達と処分によって、その目的を実現しようとする。それらの資金・財貨・用役の処分の結果として、いかなる形態の国家給付が作出されることになるか。

その分析を進める出発点として、一般会計予算の用途別分類を採り上げるが、この分類の内容分析も充分に行われていない。読者は或いは意外とするであろうが、国の政治費(ここでは一般会計)の支出構造と国家(公共)給付の形態の分析が未だ充分に行われていないのである。

昭和三十一年度および三十二年当初予算について、この用途別分類による一般会計歳出の構成は次の如く示されている。

区 分		31年度	32年度
		億 百万円	億 百万円
(1) 人件費	費	一四六、八九	一五九、四三
(2) 旅費	費	一〇九、八七	一〇〇、〇七
(3) 物件費	費	九八、〇九	九七、三四
内、当初予算		九七、〇四	九七、〇四
補正第2号追加		一、〇五	—
(4) 施設費	費	七九四、三四	八二一、七四
(5) 補助費・委託費	費	三七五、五	三七五、五
内、当初予算		三三三、七〇	三三三、七〇
補正第2号追加		三九、八六	—
(6) 他会計への繰入		三六七、一三	三六六、〇一
内、当初予算		三三三、四三	—
補正第1号追加		三〇、〇〇	—
補正第2号追加		三、七〇	—
(7) その他	費	一、〇〇、三	一六六、五

内、当初予算

補正第2号追加

総計

この表は「国の予算、31年度」八一九頁、31年度予算補正の説明、「国の予算、32年度」八三二頁、八三七頁、九〇三頁によって作成した。

右の分類表に示される(1)人件費(2)旅費(3)物件費(4)施設費(公共事業費のうち直営事業費および官庁管轄費など)は、直接に労務の提供(用役)および財貨を対象とする支出である。歳出予算総額の約三〇%を占めている。

(1) 人件費、(2) 物件費、(3) 旅費、(4) 施設費の合計額	三三九億九百万円
三十一年度	三三九億九百万円
歳出総額に対する比率(%)	三三・八%
三十二年度	三三九億九百万円
歳出総額に対する比率(%)	三三・九%

それらの形態の財政支出によって調達される財貨および用役の処分によって、国家用役を作出することが予定されている——用役給付の形態の国家給付が作出されることが予定されている。(三十一年度と三十二年度一般会計の支出構造を分析すると、これらの経費には、財貨給付を作出し提供するものがないことが注目される。)

(5) 補助費・委託費、(6) 他会計への繰入、(7) 「その他」に分類されている諸支出の合計額が、一般会計歳出予算総額の約七〇%を占めている。

現代日本の国家支出の構造分析

(5) 補助費・委託費として分類されている支出はいかなる内容を持っているか。先ずそれに含まれる補助費と委託費および国際分担金に区別する。さらに補助費といわれるものには何が含まれているか。また地方公共団体(都道府県・市町村)への補助費と、私的企業または個人への補助費とに区別せねばならない。さらに地方補助費は、地方公共団体に於て(地方財政の支出として)、いかなる形態に於て処分されることが予定されているか、それはいかなる形態の公共給付を作出することが予定されているかを追求せねばならない。

(6) 「他会計への繰入」についても、一般会計から資金が繰入れられるそれぞれの特別会計または政府関係機関に於て、いかなる形態で処分されることが予定されているか。その予定されている用途——処分形態と、それによって作出される国家給付の形態を追求せねばならない。

(7) 「その他」と分類されている支出は、防衛支出金、出資および貸付、国債元利償還、恩給年金、保険金および保険給付費、賠償償還および払戻金、補償金、保証金、交際費、報償金、予備費などである。それらの支出形態もさらに分析を必要とする。ただ一括して「その他」の支出という分類に止めて置くことは出来ないであろう。それらの支出の諸形態——処分形態を通じて作出される国家給付の形態を求めねばならない。

三、国際分担金と委託費

「補助費および委託費」と分類されているものには、国際分担金、委託費、負担金、交付金、補給金、補助金の形態の諸支出が含まれている。

三十一年度当初予算および補正第2号追加と(注 補正第1号には補助費・委託費を含まない)、三十二年度当初予算に於ける構成は次の如くである(百万円未満は四捨五入とする)。

区 分	31年度	32年度
	億 百万円	億 百万円
国際分担金	四、六	八、三
委託費	五、五	四、四
負担金	八四、五	九〇、〇
内、当初予算	八七、〇	
補正予算	一七、四	
交付金	四八、四	六、五
内、当初予算	四六、三	
追加予算	二	
補給金	五、九	一三、〇
補助金	三六、五	三五、六
内、当初予算	三四、七	
追加予算	二、八	
合 計	三七、七	三七、五

注 この分類表は大蔵省主計局「昭和三十一年度予算、補助金、負担金、交付金、補給金および委託費等に関する調」(31年9月)、

三十一年度予算補正第2号の説明、「三十二年度予算、補助金……等に関する調」(32年4月)と三十二年度一般会計予算書を参照して作成した。但し、三十一年度に於ては委託費となっているが、三十二年度には交付金となっているものがある(例えば地方財政再建促進事務費)。また三十一年度では補助金となっていて、三十二年度では交付金となっているものもある(例えば化学研究促進補助金から科学研究費交付金へ)。三十一年度では交付金となっている日本道路公団交付金が、三十二年度では日本道路公団事業費補助金となっている。

「国際分担金」は国際機関に参加することによる分担金であるが、主として前記の支出の目的別分類に於ける(1) 国家機関費に属している。外務省所管の国際分担金が最も多く、三十一年度では二億四二百万円、三十二年度では六億〇二百万円である。その主なものは、例えば三十二年度についていえば、国際連合分担金(三億四五百百万円)である。

国際分担金は国際機関に参加して、その国際機関が提供する用役を受けるための対外的支出である。

「委託費」は国が行うべき事務・事業経営・調査・研究・試験・設計などを、地方公共団体または民間団体・個人に行わせるための

経費である。従って委託費を大別すれば、地方団体(都道府県、市町村)への委託費と、地方公共団体以外に対する委託費となる。

区 分	31年度	32年度
	億 百万円	億 百万円
地方公共団体への委託費	四、五	三、八
地方公共団体以外への委託費	九、八	一、三
琉球政府への委託費	二	六
合 計	五、五	四、四

注 琉球政府への委託費は、未復員者、未帰還者の給与等の支給および戦傷病者の年金等の裁定に伴う進達および受付の事務委託費と、三十一年度については遺骨処理等の事務委託費である。

委託費は地方公共団体(都道府県、市町村)への委託費が最も多くの部分を占めているが、他の委託費と合せて、委託費の殆ど全部は国に代わって地方公共団体およびそれ以外のものが財貨および用役を使用することによって、用役給付を作出することになる。但し、身体障害者更生援護委託費(都道府県、市への委託費)は、戦傷病者援護の一環として、更生医療および盲眼安全杖補整具等の給付および交付を目的としている。この委託費(31年度約一億二五百万円、32年度約一億一〇百万円)は財貨給付を作出するための経費を含んでいる。

四、負担金・交付金・補給金(補助費の1)

「負担金」の最大の項目は、地方公共団体に対する義務教育費国庫

現代日本の国家支出の構造分析

負担金である。三十二年度からは公立義務学校教育費の国庫負担金がある。いずれも学校教職員給与費の二分の一と、教材費の一部を国庫に於て負担する経費である。これらの負担金は地方公共団体に対して支出され、地方団体の人件費および物件費となつて、用役給付が作出されることが予定されている。

地方公共団体以外に対する負担金の最大のものは、国家公務員共済組合負担金である。その大部分は短期および長期の給付費の一部負担金である。事務費は全額負担である。(注 短期給付の約九〇%は医療給付であり、長期給付の約八〇%は退職給付であるという。社会保障年鑑、一九五七年版八三頁参照。)

三十二年度予算に新に計上された「防衛産業施設維持費負担金」(約七千万円)は、わが国の防衛上に必要とされる銃砲弾および火薬類の生産力を保持するために、その生産設備の保有者をして当該施設を維持管理させるために必要とする経費であると説明されている。従つて名称は負担金となっているが、実質的には民間軍需産業会社に対する補助金——対内的貨幣給付である。

なお国際連合および国際民間航空機関などの国際機関に対する負担金がある。その性質は前記の国際分担金と同じである。

地方公共団体に対する負担金	億 百万円	億 百万円
(イ)義務教育費国庫負担金	八、八	八、九
内、教職員給与費(1-2負担)	七、三	七、三
(内、補正第2号による追加)	〇、五	〇、六

教材費(定額負担)	三、一六	三、一三
(ロ)公立養護学校教育費国庫負担金	—	三
内、教職員給与費(1・2負担)	—	三
教材費(定額負担)	—	—
(ハ)農業共済組合事業事務負担金(地方団体を通じて共済組合へ)	三、〇〇	三、〇六
地方公共団体以外に対する負担金	億百万円 三、〇〇	億百万円 四、一〇
(イ)国家公務員共済組合負担金	三、三〇	三、〇四
短期給付(一部負担)	三、一九	二、九
長期給付(一部負担)	二、八二	二、九四
事務費(全額負担)	三〇	三
(ロ)国鉄(戦傷病者無賃乗車船負担金(金額)	元	元
(ハ)国際機関に対する負担金(国際連合および国際民間航空機関へ)	—	七
(ニ)民間軍需産業に対する負担金(防衛産業施設維持費負担金)	—	七〇

この表に示すように、負担金は地方公共団体に対する(一部は地方公共団体を通ずる)負担金が最も大きい。それらはいずれも人件費・物件費となつて用役給付を作出することが予定されている。地方団体以外に対する負担金についても、(イ)公務員共済組合事務費負担金と、(ロ)国鉄に対する負担金は人件費および物件費の負担金(全額)であつて、用役給付を作出する。(イ)公務員共済組合の短期給付と長期給付は一部負担であるが、前記のように短期給付の約九〇%は医療給付で、長期給付の約八〇%は退職給付で

あるとすれば、極く概算的にいって、短期給付負担(31年度約二億三千万円、32年度約二億八千万円)の九〇%は31年度約二億七千万円、32年度約二億三千万円が人件費・物件費となつて医療給付の作出に充てられて、大部分は診療などの用役給付が提供される(一部分は薬物などの財貨給付が提供される)。短期給付負担額のその他の部分(31年度約二億三千万円、32年度約二億五千万円)が貨幣給付になる。長期給付は退職給付その他の貨幣給付が約九〇%であるとするれば、長期給付負担額のうち31年度では約一億六千万円、32年度では約一億六千万円が貨幣給付となり、用役給付(一部分は財貨給付)となるものは31年度約一億一千万円、32年度約一億三千万円となる。これらの推計の結果を整理すると次の如くなる。

負担金の処分形態	31年度	32年度
(1)人件費および物件費となつて主として用役給付を作出するもの	約 八三、五〇 億百万円	約 八三、一〇 億百万円
〔内、医療給付(一部は財貨給付)〕	約 三三、〇〇	約 三三、〇〇
(2)貨幣給付を作出するもの	約 一三、〇〇	約 一四、九六
対内的貨幣給付	約 一三、〇〇	約 一四、九六
対外的貨幣給付	—	—
合計	八六、五〇 億百万円	九八、〇六 億百万円

「交付金」の最大の項目は、非現業共済組合連合会交付金であるが、年金交付金、ガス障害者救済(治療)費と事務費である。日本道路

公同交付金は三十二年度からは事業費補助金となつている。

地方公共団体への交付金のうち、国有資産所在市町村交付金と国有提供施設等所在市町村助成交付金は、市町村が失う固定資産税の収入を補填する意味を持つている。従つて市町村の固定資産税収入の一部に該当し、農場および演習林所在町村交付金とともに、市町村の一般財源となる。地方費としていかに処分されるか—いかなる公共給付を作出するかは、国家支出に於ては予定されていない。

地方財政再建促進事務費、農地調整費、文化財保護事務費、麻薬取締員費、原爆障害者健康診断費などの交付金は、いずれも事務費または給与費についての交付金である(主として都道府県に交付される)。従つて財貨および用役に対する支出となり、用役給付が作出されることが予定されている。優生手術交付金は優生手術の費用を国が負担するために、地方公共団体を通じて医師に交付される。優生手術という用役給付を提供する費用である。

日本放送協会交付金は郵政大臣が命令する国際放送に要する費用を国が負担することによる交付金である。国際放送という用役を提供する費用である。酒類業組合交付金は酒税の確保および酒類の取引の安定を図るために酒造組合・酒販組合に事務費を交付する。

科学研究費交付金、国立学校奨学交付金および学士院学術研究奨励交付金は、研究機関または個人に交付される。盲ろう児童就学奨励交付金は、児童生徒または保護者に交付される。これらは(国内的)貨幣給付である。

現代日本の国家支出の構造分析

交付金の諸形態

地方公共団体への交付金	31年度	32年度
(イ)国有資産所在市町村交付金	億百万円 四、六六	億百万円 一〇、八〇
(ロ)国有提供施設等所在市町村助成交付金	—	五、〇〇
(ハ)国立学校農場及び演習林所在町村助成交付金(委託費)	—	二
(ニ)地方財政再建促進事務交付金	一、八七	一、八二
(ホ)農地調整費交付金	三	三
(ヘ)文化財保護事業費交付金	三	三
(ト)麻薬取締員交付金	三	三
(チ)優生手術費交付金(地方公共団体を通じて医師へ)	一七	一九
(リ)原爆障害者健康診断費交付金	—	七
地方公共団体以外への交付金	億百万円 三〇、〇〇	億百万円 三〇、〇〇
(イ)日本道路公同交付金	億百万円 一五、七三	億百万円 一六、九〇
(ロ)非現業共済組合連合会	—	—
交付金(三十一年度補正第2号六一百万円を含む)	—	—
年金交付金	一五、五三	一六、六七
ガス障害者治療費(医療給付費)	四	五
事務費	一七	一八
(ハ)日本放送協会交付金	九七	一〇、五
(ニ)酒類業組合交付金	一九	一五
(ホ)科学研究費交付金	六、七	九、七
(ヘ)国立学校奨学交付金・学士院学術研究奨励交付金	—	六
七 (二九一)		

① 盲ろう児童就学奨励費交付金

二 二

これらの交付金の処分形態を整理すると次の如き結果となる。

地方公共団体(市町村)の一般財源となり、  
 億 百万円 億 百万円  
 二、三三 七、四六

作出される給付形態が予定されないもの  
 三、七二 四、七

事務費・事業費または給与費として用役給付を作出するもの  
 四 五

(内、医療給付)

貨幣給付の提供となるもの  
 三、三二 三、六〇

合 計 四、六八 三、二五

「補給金」は、災害特別地方債元利補給金を別とすれば、すべて利子補給である。

三十一年度予算に於て補給金の最大の項目であり、且つその打切りが三十二年度の補給金を減少させた最大の原因となったのは、外航船舶建造融資利子補給と災害特別地方債元利補給である。

外航船舶建造の資金について政府が金融機関に対して利子の補給および損失補償を行って、海運業者の金利負担を軽減する。それによって海運業の対外競争能力を強めようとしたのであるが、昭和三十年に於ける状況(金利および船価の低下、海運会社の経理内容の改善など)から見て、三十二年度からこの利子補給を打切ったのである。

このほか臨時船舶改善施設、離島航路船舶建造改造資金、罹災木船再建資金の融資利子補給金も、金融機関に補給されるが、それによって船舶会社・離島航路業者・木船所有者または組合の利子の負

担を軽減する利子補給の形態の産業補助金である。

農業施設災害および漁業災害の復旧資金の利子補給は融資機関への利子補給を通じて、被害農林業者および漁業者に与えられる産業補助金である。三十一年の北海道冷害による被害農家の米予約概算金返納の資金借入利子補給金が三十二年度から計上されている。指定集荷業者を通じて被害農家への補助金である。

補給金の諸形態

	31年度 億 百万円	32年度 億 百万円
地方公共団体への補給金	三、七六	二、九〇
(イ) 地方財政再建債利子補給金	八、八〇	二、八〇
(ロ) 災害特別地方債元利補給金	一、八八	一
(ハ) 震災地農業倉庫共同作業場、建設資金 利子補給金(被害農家へ)	三三	二〇
(ニ) 風水害復旧資金利子補給金(被害小企業者へ)	四	一
民間への補給金	三、三〇	一、一八
(イ) 外航船舶建造融資利子補給金	三、三三	一
(ロ) 臨時船舶改善施設利子補給金	一一	二
(ハ) 離島航路船舶建造および改造資金貸付 利子補給金	七	九
(ニ) 罹災木船再建資金貸付利子補給金	〇・三	〇・一
(ホ) 農業施設災害復旧資金利子補給金	一	〇・一
(ヘ) 漁業災害復旧資金利子補給金	三	一七
(ト) 被害農家米予約概算金返納資金借入 利子補給金	一	九
地方公共団体への補給金で、三十一年度に最大のものは、災害特		

例地方債元利補給金である。昭和二十八年の大風水害によって被害を受けた地方公共団体が資金運用部・簡易生保会計の引受けて起債した災害特別地方債の元利金の補給である(起債総額は約五〇億円、年六分五厘で三十一年度までに元利均等償還が行われた)。従って

この補給金は一般会計から当該地方団体に交付され、その地方団体から再び国の特別会計(資金運用部・簡保会計)に還流する。政府会計(一般会計と特別会計)内の資金の移動に終ることになる。

地方財政再建債元利補給は、赤字補償債および退職手当債(財政再建債を政府資金(資金運用部および簡保資金)の借入と公募借入によって起債することに対して、その財政再建団体に利子補給を行うものである。この資金運用部および簡保会計から借入れた地方債に対する利子補給は、前記のように一般会計↓地方団体↓特別会計に財政資金が移動する。

この利子補給金のうち政府会計内の移動に終る部分を測定する資料を私はいま持っていない。例えば三十二年の再建債の起債見込額(約四八五億円)のうち約二〇七億円(約四〇%)が政府資金による起債である。政府資金の借入利子よりも公募債の借入利子の方が高いから、仮りに補給金の約三〇%を政府資金借入の利子補給とすると、三十一年度は約二億六四百万円、三十二年度は約三億五四百万円になる。

その他に震災による被害農業者および風水害による小企業者に、建設または復旧資金の利子補給を地方団体を通じて行うものがある。

現代日本の国家支出の構造分析

これらを整理すると次の如くなる。

	31年度 億 百万円	32年度 億 百万円
地方債に対する利子補給	二、七六	二、八〇
内、災害特別地方債	一、八八	一
地方財政再建債(政府資金の分)	三、六八	三、五五
(特別会計) (還流)	一、八八	一
地方財政再建債(公募債の分)	六、二六	八、三六
地方公共団体を通ずる利子補給(貨幣給付)	一七	二二
民間融資機関への利子補給(貨幣給付)	三、八〇	一、一八

五、補助金の構造(補助費の二)

「補助金」の構成に於ける重要な特徴は、地方公共団体に対する補助金(地方補助金)が九〇%余を占めていることである。例えば三十二年度一般会計予算に於ける補助金は二三五九億円であるが、地方公共団体以外に対する補助金は(公社・公団などへの補助金を含めて)約二二四億五千万円で約九%である(大蔵省主計局、「32年度補助金」調)一五(一四三頁)および自治庁財政部「31・32年度一般会計地方公共団体に対する補助金に関する調」によって集計した)。国庫補助金の絶対的大部分(約九〇%)が地方補助金であることは、また地方財政の国庫依存性とも結びついている。

この地方補助金は地方財政に於ていかに処分されることが予定されているか。それは国家財政の支出形態と給付形態の分析に於ける重要な課題である。

地方補助費は地方財政計画に於ては「国庫支出金」に現われるが、国庫支出金は義務教育費関係負担金、公共事業関係補助負担金と普通補助負担金に大別される。

地方補助金は、この公共事業関係補助金と普通補助金である。例えば三十一年度地方財政計画に於ては一般公共事業、災害復旧、失業対策および文教厚生施設を含めた公共事業関係（系統）補助金と普通補助金とは次の如く示されている（財政金融統計月報64号八六一七頁参照）。

公共事業関係補助負担金 億 130,560  
 普通補助負担金 億 64,433

しかし、この公共事業関係補助負担金には一般会計歳出の「使途別分類」に於て「その他」に分類されている「奄美群島復興事業費」（一億二〇百万円）のうち五億〇九百万円が含まれている。

普通補助負担金には委託費、負担金と、補給金のうち地方財政再建債利子と災害特別地方債元利の補給金は含まれていない。その他の地方団体への補給金は含まれている。地方団体の交付金のうち国有資産所在・国有提供施設所在の市町村交付金は含まないが、その他の交付金は含まれている。また使途別分類の「その他」に分類される母子福祉貸付金も含まれている。普通補助負担金に含まれるこれらの合計額は三十一年度予算では七億一百万円、三十二年度九億四百万円である。これを地方財政計画の普通補助負担金から控除したものが、普通補助金になる。

（地方補助金）  
 公共事業関係補助金（B）  
 普通補助金

合 計 31年度 32年度  
 億 130,560 億 133,546  
 億 64,433 億 72,000

注 但し、公共事業費には奄美群島復興事業費三十一年度は約五億円、三十二年度は約五億五千万円を含むものとする。

この公共事業関係費は、財貨および用役を対象とする支出となることが予定されている。その建設事業の完成後に用役給付の形態の国家公共給付が提供されることが予定されている。

普通補助金はいかに処分されるか。  
 普通補助金をその処分形態と、それによって作出され提供される公共給付の形態を大別すると次の如き結果が現われる。

普通補助金の形態

（A）財貨および用役を対象とする支出の  
 補助金—用役給付または  
 財貨給付の提供を予定するもの  
 億 480,330 億 543,021  
 440,840 466,621

（1）消費的支出の補助金  
 内、現物給付を提供するもの  
 医療給付 一七五,五九  
 財貨給付 三〇四, 四一九

（2）建設的支出の補助金  
 財貨給付 三九, 五五  
 五、四二

（B）財貨および用役を対象としない  
 支出の補助金—貨幣給付の提供を  
 予定するもの  
 一六、八二 一八、〇六

（1）生活保護費現金扶助 一六、二一 一六、三三  
 （2）貸付補助金 一〇、〇〇 一〇、〇〇  
 （3）利子補給補助金 一六、六六 一三、六六  
 （4）損失補償 五 二

地方公共団体以外に対する補助金には、公社・公団などに対する補助金と民間団体または個人に対する補助金を含んでいる。また原子力研究所費は、三十一年度予算に於ては国立研究所として編成されたが、三十一年六月に特殊法人となったので原子力研究所費（七億〇二百万円）は出資金（二億五千万円）および補助金（四億五二百万円）に流用された。従って次表に於ては三十一年度の補助金にはこの原子力研究所補助金は含まれていない。

三十一年度予算補正第2号の追加額に、沖繩関係特別措置費一億円が計上されている。沖繩の米軍接収による損失補償のため土地等の所有者に対する特別措置として見舞金が一億円、外地から沖繩への引揚困難者等に対する特別措置費が一〇億円である（この一億円は補助金として分類されているが、三十一年度限りのものであるので主計局「補助金：調」には記載されていないので特に記して置く）。

地方公共団体以外に対する補助金 [(1) ↓ (5) に貨幣給付] を予定するものなし  
 億 1,233 億 1,233  
 億 1,233 億 1,233  
 内、日本道路公団（事業費） 交付金 三〇,〇〇  
 愛知用水公団（事業費） 交付金 一〇〇  
 四、〇〇

現代日本の国家支出の構造分析 一一（二九五）

農地開発機械公団（事務費） 五〇 一三  
 農地開発機械公団（外国乳牛購入費） 三 三六  
 森林開発公団（事業費） 一 一〇〇  
 （2）公社（全額政府出資）に対する補助金 一一 二、七五  
 内、国 鉄（鉱害復旧事業費） 三 一七  
 原子燃料公社 九〇 二、六  
 （3）政府出資が二分の一以上の団体に対する補助金 一三 一〇、八  
 内、日本原子力研究所（3分の2出資） 一 九、一〇  
 日本育英会（半額出資） 三二 一、四  
 日本科学技術情報センター（半額出資） 一 三〇  
 （4）非現業組合共済組合連合会および消防団員等公務災害共済基金への補助金 一六 一、八六  
 （1）・（2）・（3）・（4）の小計 五三 五〇、八一  
 （5）国民健康保険助成費（注） 六六、六五 一三、三三  
 内、療養給付費補助金 四、一〇 八六、九

注 国民健康保険の経営主体（保険者）は原則として市町村で三一年三月末には三一七〇であるが、そのうち三〇一は市町村で、三二年三月末には保険者二八七〇のうち二七三五は市町村である。依って国民健康保険助成費（補助金）の絶対的大部分は、市町村の国民健康保険事業に対する補助金に大別する。但し国民健康保険普及促進費補助金（三十二年約二四百万円、三十一年度なし）は、地方公共団体に対する補助金に既に算入してある。

これらの（1）・（2）・（3）・（4）・（5）合計額—公団・公

社・政府出資が二分の一以上の事業と国民健康保険事業に対する補助金総額は、地方公共団体以外に対する補助金の大部分を占めている(三十一年度では六二%、三十二年度では七六%)。民間への補助金、殊に民間の産業に対する補助金は少い。

	31年度 億円	32年度 億円
(A) 地方公共団体以外に対する補助金	一七〇、三三	三三四、八二
(B) (1)・(2)・(3)・(4)・(5)の合計額	一〇三、八六	一七二、〇三
(C) 民間への補助金(AとBの差額)	六六、四七	五八、八〇
民間への補助金(移転的支出↓国内貨幣給付)を、産業的補助金と非産業的補助金に大別する。前掲「目的別分類」に於ける「産業経済費」に含まれている民間補助金を民間産業補助金とする。		
(産業補助金)	31年度 億円	32年度 億円
農林水産業関係補助金	一一、一七	一一、三三
農工鉱業関係補助金	一六、七	一七、〇四
内、建設的支出	一、九〇	二、一〇
運輸業関係補助金(注)	四、三	六
観光事業補助金	八〇	一、四五
合 計	三三、五	三〇、九

注 運輸業関係の補助金が減少しているのは、主として国際航空事業(日本航業会社)に対する補助金約三億二六百万円が打切られたことによる。  
非産業的補助金を大別すれば、科学および教育文化関係、厚生関係および移住振興関係と一般行政関係の補助金である。

係および移住振興関係と一般行政関係の補助金である。

	31年度 億円	32年度 億円
非産業補助金		
(1) 科学および教育	九、四七	八、七二
文化関係	六、五	五、五
内、科学振興費(施設費約一億円を含む)	一、九七	二、三五
原子力平和利用	八、五	八、五〇
(2) 厚生関係	四、八一	四、九四
内、健康保険組合事務費	一、三三	三〇
結核療養所整備費(建設的支出)	三	一、四一
精神病院整備費(建設的支出)	一、三六	一、五
(3) 移住振興関係	一一、〇〇	一
(4) 沖繩関係特別措置	三、三	三、〇七
(5) 一般行政に関する補助金	五	五
内、税務行政に関するもの	一、〇〇	六〇
新生活運動助成費	三、五〇	三、八三
合 計	三三、五〇	三三、八三

このように非産業的補助金は主として科学・教育文化関係と厚生関係の補助金である。沖繩関係特別措置は三十一年度限りである。民間産業補助金が約三億二億円であって、そのほか民間産業部門への負担金・補助金の形態で含まれている民間産業補助金と合せて、三十一年度約六億四億円、三十二年度約三億三億円であって、Positiveな形態に於ける産業補助金が、租税特別措置による租税の減免および繰延べによる Negative な課税の形態に於ける補助金よりも遙かに少ないことは、日本の財政構造——「租税」支出」の構造に於ける重大な特徴として注目すべきである。

免および繰延べによる Negative な課税の形態に於ける補助金よりも遙かに少ないことは、日本の財政構造——「租税」支出」の構造に於ける重大な特徴として注目すべきである。

租税特別措置による減免と繰延額は、三十一年度に行われた措置によれば、平年度に於て約一〇五億円である。三十二年度の改正で約二〇〇億円の縮小があったが、なお約八五〇億円を超えている。

六、「他会計への繰入」と「その他」の支出

「他会計への繰入」は(31年度約二八七億円、32年度約二八二億円)、「他会計」に於ていかなる形態の支出となることを予定して繰入が行われているか。その処分形態および作出される国家給付の諸形態を整理し集計すると、次の如き結果が現われる。

(処分形態)	31年度 億円	32年度 億円
(A) 財貨および用役を対象とする支出	一〇七、六六	一九〇、〇〇
(1) 人件費・物件費(2・3・4を除く)	四七、一〇	四七、九七
(2) 建設的支出(注1)	三三、〇〇	九〇、〇六
(3) 学校給食費(財貨給付の提供)	一五、四〇	一三、〇〇
(4) 社会保険の療養給付の提供	三三、一六	三六、九七
(B) 財貨および用役を対象としない支出	九〇、六三	五三、三九
(1) 社会保険と産業的保険の保険金・年金	一八、〇九	一八、〇〇
内、社会保険貨幣給付	九七、五〇	九七、一六
(2) 国債元利金	三三、三六	三六、〇八

現代日本の国家支出の構造分析

内、内国債元利金

外貨債元利金	一七、八八	一五、〇〇
(3) 出資および貸付(注2)	三〇一、〇〇	一〇〇〇
(4) 利子補給	九七	一三
(5) 損失補填	三、五一	一
(C) 地方公共団体の一般財源(交付税交付金)	一七六、三	一八七、三
(D) 対外賠償費(注3)	一〇〇、〇〇	三五、〇〇

注(1) 三十二年度に新設された特定多目的ダム建設工事特別会計と特定土地改良特別会計への繰入は、三十一年度までは公共建設事業費となっていたものである。従ってこの繰入額(七七億九〇百万円)は建設的支出に加えた。

(2) 出資および貸付は、三十一年度当初予算に於ては一億一百万円であったが、資本繰入一五百万円はあへん会計の物資購入費である。補正予算第1号で自然増収額から三〇〇億円の産業投資会計の資金に繰入れたが、そのうち一五〇億円は三十二年度に産業投資・財政融資に充て、残り一五〇億円は同会計の資金に保蔵することにした。これは、自然増収額の一部を将来の使途を定めて政府会計内に保蔵する措置として特殊な意義がある。

(3) 対外賠償が実物賠償ならば、財貨・用役に対する支出↓調達された財貨・用役の対外的給付II財貨給付・用役給付の対外的提供になる。

この分類表によって、いかなる公共給付の提供が予定されている



ことを示すか。

	31年度 億万円	32年度 億万円
予定される給付形態の区別		
(一)用役給付および財貨給付の提供を予定するもの	107,656	190,000
(二)国内的貨幣給付の提供を予定するもの	58,216	84,816
(三)対外的給付の提供を予定するもの (外債費と対外賠償費)	23,616	30,000
(四)政府会計内に保蔵されることが予定されるもの	150,000	—
(五)提供される給付形態が予定されないもの (地方交付税交付金)	175,613	186,713

使途別分類に於ける「その他」は、三十一年度約一六〇一億円、三十二年度約一六五九億円である。

これを「目的別分類」について見ると、最も多いのは防衛関係費である(三十一年度四〇五億四五百万円、三十二年度四〇一億六五五万円)。そのうち最大のものは防衛支出金である。防衛支出金は米軍交付金、軍事顧問経費、施設提供補償等諸費である。

	31年度 億万円	32年度 億万円
米軍交付金	300,000	296,000
軍事顧問団	6,110	6,110
施設提供補償等	99,555	99,555
合 計	405,665	401,665

米軍交付金は米軍の必要とする財貨・用役を調達する経費であり、軍事顧問団費は旅費・事務費・住宅費などに充てられる。施設

提供補償費は借料・補償費・不動産購入費などで財貨および用役を  
対象とする支出である。

防衛庁費の「その他」は(三十一年度一億七九百万円、三十二年一  
億六八百万円)、賠償償還金・保証金・貸費生貸与金などの移転的  
支出がある。そのほかに機密費の性質を持つ報償費と交際費があ  
る。外務省所管のものが最も多い(例えば三十二年では交際費総額  
約三億二九百万円のうち外務省約二億四六百万円、報償費総額七億  
八五百万円のうち外務省六億円である)。これは財貨・用役に対す  
る支出となるものと推定する。

防衛関係費と報償費交際費などを除けば、大部分が財貨および用  
役を対象としない移転支出および政府融資である。その処分形態を  
大別する。

	31年度 億万円	32年度 億万円
財貨および用役を対象としない支出— 貨幣給付の提供	107,121	114,123
(一)恩 給	64,613	66,013
文官 恩 給	17,121	17,121
旧軍人 恩 給	47,492	48,892
(二)年 金	60,008	57,114
遺族年金・障害年金	37	41
文化功労者年金	4,441	4,441
(三)出資および貸付	46,468	100,666
(四)賠償償還払戻金、保証金、補償金	19,033	17,666

(5)国庫受入預託金利子支払  
(国鉄・電々公社)

	31年度 億万円	32年度 億万円
財貨および用役を対象とする支出— 用役給付の作出	449,333	437,333
内、防衛関係費	405,665	401,665
奄美群島復興事業費	11,310	11,310
国際地球観測年事業費	9,755	8,850
国土総合開発事業調整費	5,000	0
報償費および交際費	13,555	11,111
予備費(一般予備費八〇億円 衆参院裁判所予備費 二〇)	80,310	80,310
合 計	160,000	156,556

七、建設的支出と消費的支出—分析の概括表

一般会計の支出構造を「消費的支出」と「資本的支出」に区別す  
る分類がある。

この分類は消費的支出(資本的以外の支出)と、資本的支出—  
「建設的支出、民間産業と非産業部門への出資と貸付、国家資産の  
増加、債務償還」に区別している(財政金融統計月報63号四二頁、  
五八—八四頁、73号三六頁、五四—八〇頁参照。この二つの表の相  
違については73号五四頁備考参照)。

建設的支出は、財貨・用役に対する支出↓処分であって、その建  
設の完成後に用役給付の提供が予定されている。国が直接に行う建  
設的支出よりも(A)地方公共団体を通じて行う支出の方が多い(総

現代日本の国家支出の構造分析

額の約六〇%を占める)。その他は主として(B)公団・公社・非  
現業共済組合・国民健康保険事業」を通じて行われている。(C)  
民間への補助費で建設的支出の性質を持つものは少ない。

建設的支出総額

	31年度 億万円	32年度 億万円
内、(A)地方公共団体を通じて	133,013	147,142
(B)公団その他を通じて	37,611	43,757
(C)民間への補助費を通じて	5,000	4,211

注 三十一年度の支出には附帯事務費を含んでいるが、三十二年の支  
出には含まない。特定多目的ダムと特定土地改良工事の建設的支  
出を含んでいない(一三頁、注1参照)。

「消費的支出」には、財貨・用役を対象とする支出↓(1)用役給  
付と(2)財貨給付を作出↓提供するものと、財貨・用役を対象と  
しない支出↓(3)貨幣給付を作出(提供)するものがある。前  
に行った「使途別分類」の分析から次の如き結果が現われる。それ  
によって従来「消費的支出」として一括して示されている構造内容  
を知ることができよう。

消費支出総額	31年度 億万円	32年度 億万円
(1)用役給付を作出(提供)するもの	449,333	437,333
内、療養給付の提供	37,611	43,757
(2)財貨給付を提供するもの	107,121	114,123

(3) 貨幣給付を提供するもの

内、民間への貸付 (地方補助費を通じて)	1,312,324	1,506,454
対外的貨幣給付	10,000	10,000
特別会計に還流する元利金	11,001	073
特別会計の損失補填	3,676	3,777
産業補助金(負担金・補助金を含めて)	34,511	1
(4) 地方団体の一般財源	61,655	30,006
(5) 対外賠償費	175,655	185,119
(6) 予備費	100,000	335,000
	80,000	80,000

注 三一年度の消費支出には国債事務取扱費を含むが、建設的支出の附帯事務費は含まない。三二年度の消費支出はこの両者を含む。

「民間産業への出資および貸付」として示されているものの内容は、実質的には民間産業とはいえない難い事業である(半額以上が政府出資の事業である)。従って一般会計からの出資貸付は政府出資事業および民間非産業部門への出資および貸付である。

「国家資産の増加」と分類されているものについては、既に「他会計への繰入」の分析表の(注1)および(注2)に於て説明したように、産業投資会計繰入の一部を別とすれば、三一年度では融資と物資購入費、三十二年に於ては融資(国内的貨幣給付)と建設事業費である。「国家資産の増加」といえるものは産投会計に於て保蔵されるもの(一五〇億圓)であろう(二三頁下段参照)。

が可分的であるが、用役給付には不可分的なものも可分的なものがある。それらの可分的および不可分的な国家給付と、それを作出するために国民に負担させる租税収入の構造とを対照して現代日本の政治費の「租税—支出」の構造の把握に進むことが、私の目的である。いまはその進路の一段階を固めようとしたのである。

この国家支出の構造分析の過程を見て、甚だしく煩雑でまた収穫も乏しいと思う人が多いであろう。しかし、いままで行われていない課題の分析を行うには、この結論が引き出される過程を示さねばならないと思う。本誌に許される紙幅の制限もあって、用意した分析作業の過程を示すことを省略した部分も相当にある。また、ここに到達した結果を更に分析しなければならぬ課題が多く残されている。ここに提示した分析の結果は、私にとっては次の前進の足固めの意味を持っている。但し資料を欠くために導き出せなかった問題もある。例えば財貨・用役に対する支出の総額について国内支出と国外支出とに明確に区分する資料が得られなかったのは甚だ残念に思っている。しかし、ここに示した限りでも、従来示されている分析の結果と若干の相違がある。極く最近の一例として「移転的経費」または(国内的)貨幣給付費の比重の問題がある。鈴木武雄博士の近著「近代財政金融」は良い書物で私は愛読しているが、同書には「移転的経費」の比重を四三・三%と推計されている(同書五六頁参照)。私の推計の結果(約一八%)とは著しく異なっている(仮令「地方公共団体の一般財源」となる支出(約一八七五億圓)

これらの分析の結果として、租税を主要財源とする一般会計の支出構造を次の如く総括することができる。

(A) 財貨・用役を对象とする支出↓ 用役給付または財貨給付の提供 を予定するもの	677,091	736,977
(1) 建設的支出↓建設完成後に用役給 付を提供するもの	384,116	233,155
(2) 消費的支出↓用役給付または財貨 給付の提供するもの	292,975	503,822
内、療養給付の提供	37,816	36,116
財貨給付の提供	255,159	467,706
(B) 財貨・用役を对象としない支出↓ 貨幣給付の提供を予定するもの	303,133	197,119
(1) 国内的貨幣給付	184,633	183,133
(2) 対外的貨幣給付	118,500	114,000
(C) 対外賠償費(二三頁注3参照)	100,000	115,000
(D) 政府保蔵となるもの	15,000	1
(E) 処分形態が予定されないもの	189,115	195,000
(1) 地方公共団体の一般財源	176,915	175,119
(2) 予備費	13,200	20,000
総計	1,089,557	1,274,574

この分析の総括表から現代日本の国家支出の構造を、財政資金の処分形態と、それによって作出される国家給付の諸形態を見出すことができよう。貨幣給付と財貨給付はそれによって提供される利益

が地方財政の恩給費・公債費・その他の移転的経費になることを考慮に加えても、約二一〜二%程度であって、四三%とは著しく相違する。私が待望していた武田隆夫教授の論文「予算の構造」を見ると、貨幣給付費の比重を四〇〜五〇%の程度と推計されている(近代財政講座、第3巻、日本の財政分析、一五頁、二四〜七頁参照)。移転的経費または貨幣給付費の比重の問題は国家支出(租税—支出)の構造分析にとって一の重要な課題であると思う。私は鈴木・武田両教授の労作によって常に啓発されている。両教授の推計と私の推計が何故にこのように相違することになったか、私にとって興味ある問題だと思っている。

「あとがき」この構造分析のために主として参照した資料は、31年度と32年度の「国の予算」(各年版)。財政金融統計月報、63号、64号、73号。大蔵省主計局「補助金、負担金、交付金、補給金、委託費等の調」。「31年度・32年度」。主計局「31年度、地方公共団体に対する補助金：調」。自治庁財政部「31年度・32年度一般会計補助金等に関する調」である。日本の財政構造の分析について、私は自分が納得し得る分析を未だ見ていない。自分で分析して知りたいと考えて、この分析を始め、昨年の夏に大部分の作業を終ったが、統計資料の整理集計の作業に不慣れたために甚だしく苦しんだ。どうにも判らない若干の点について教えを乞うたところ、主計局調査担当の方から極めて親切な教示を頂いた。この機会に感謝の意を表したい。